

## 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる災害復旧資金等のごあんない

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

### 1. ご利用いただけるお客さま

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された社会福祉施設等の事業者

### 2. ご融資の概要

- (1) 設置・整備資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 経営資金（賞与等の人件費など）

### 3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いにかかるご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

### 4. ご融資の窓口

#### 【ご融資に係る窓口】

（東日本）福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9298 FAX：03-3438-0659

（西日本）大阪支店 福祉審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0216 FAX：06-6252-0240

（NPO法人の方）NPOリソースセンター NPO支援課

TEL：03-3438-4756 FAX：03-3438-0218

#### 【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

## 設置・整備資金

|                        | 貸付条件                          |               |
|------------------------|-------------------------------|---------------|
| 貸付対象施設                 | 高齢者福祉施設、児童・母子・父子福祉施設、障害者福祉施設等 |               |
| 貸付限度額                  | 所要額から補助金を除いた額（※1、※2）          |               |
| 償還期間<br>（据置期間）<br>（※3） | 耐火                            | 30年以内（3年以内）   |
|                        | 準耐火                           | 20年以内（2年以内）   |
|                        | その他                           | 15年以内（2年以内）   |
| 貸付利率                   | 無利子                           |               |
| 担保                     | 不動産担保                         | 無担保は3,000万円まで |
| 保証人                    | 「保証人不要制度※4」又は「個人保証」のいずれかを選択   |               |

※1 仮設建物や既設建物の補修費用、解体撤去費を含みます。

※2 所要額とは、実事業費と機構基準事業費のうち、いずれか低い金額を指します。また、貸付限度額は担保評価額までとなります。

※3 貸付対象施設によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※4 保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は0.05%となります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

### ◆二重債務※となる方への特別優遇措置

|                     |    |   |
|---------------------|----|---|
| 設置・整備資金<br>償還（据置）期間 | 耐火 | 39年以内（3年以内）<br>償還期間30年超39年以内は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限ります。 |
|---------------------|----|---|

※ 優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

## 経 営 資 金

|                                   | 貸付条件                                       |
|-----------------------------------|--|
| 貸付対象施設                            | 高齢者福祉施設、児童・母子・父子福祉施設、障害者福祉施設等              |
| 貸付限度額                             | 所要額の100% <sup>(※1)</sup>                   |
| 償還期間<br>(据置期間)<br><sup>(※2)</sup> | 15年以内（3年以内）                                |
| 貸付利率<br><sup>(※3)</sup>           | 《当初3年間》 無利子<br>《4年目以降》 基準金利同率              |
| 担 保                               | 不動産担保 無担保は2,000万円まで                        |
| 保証人                               | 「保証人不要制度 <sup>(※4)</sup> 」又は「個人保証」のいずれかを選択 |

※1 復旧に必要な金額となります。

※2 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年以内となります。

※3 貸付利率は契約締結時点の利率が適用となります。貸付条件によって異なりますので詳細はお問い合わせください。

※4 保証人不要制度を利用する場合は貸付利率に0.05%が上乘せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要となります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。